

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね3人につき1人以上、1、2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳以上児概ね30人につき1人以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- (2) 保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

○ 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項の業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

- 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と1日以上の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
- (3) 乳児（概ね満一歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設 又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、業務の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 共通事項

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。
- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便器の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

第3 非常災害に対する措置

1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

防災上の必要な措置を講じていること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

※ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設及び同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）並びに同条第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第3の1(2)に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規率する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

- (2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が請じられている場合
- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
- この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が請じられている場合
- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止す設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

- ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられ

た健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として適用しない。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として適用しない。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医薬品を備えること。

※ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(6) 感染症への対応

ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設
感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設
感染予防のための対策を行うこと。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 施設の整備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて力に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。

ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万一の事故に備えること。

コ 事故発生時には速やかに当該事実を知事に報告すること。

サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

第8 利用者への情報提供

(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

※法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法によること。

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁記録を含む。以下同じ。）を交付しなければならないこと。

- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。